

近代国家のルーツを探る

—中世ヨーロッパの宗教・法・政治・社会・文学・言語との関連において—

黒田 覚

まえおき

萩原先生から丁寧なご紹介にあずかりましたが、私は昭和二十九年から東京に住むようになりました。前年の二十八年から都立大学で月一回の集中講義を、東北大学では年二回の「国家学」の集中講義をやっていましたが、いつまでも、京都からというわけにも行かず、二十九年に東京に移ったわけです。神奈川大学との関係はこの時から始まり、今年の三月まで、なんらかの形で講義を続けてきました。同じ大学の講義年数としては最長のレコードです。

もっとも、この間専任だったのは、四十年からの六年間にすぎません。専任の最初の二年間はまあまあ、無事でした。自動車をぶっつけられて入院したのが、唯一の災難でした。けれども、その後の四年間はいけません。ご難続きです。この四年間は日本の大学の激動期でした。わが神奈川大学もご多分にもれず、といたいたいところですが、先頭を切る形で大学紛争を持ったわけでした。しかし、これはまあ、この大学特有の問題が主だったので、早期解決を見ようとしていたのですが、あとがいきません。その後発生した全国的な大学紛争のうず巻きに巻きこまれ、長期化してしまったの

です。そんなわけで、大学当事者の一人だった私は、徹夜の団交でつるし上げをくうというようなことで、なんども病院生活を余儀なくされました。すこし、気分がよくなれば、退屈しのぎにベッドで雑文を読むしか仕方ありませんでした。こんなわけで、むかしの習慣がぶりかえし、いろんなものを読みふけりました。もちろん、固いものが読めるはずがありません。フランス文学史などのたぐいでした。ところが、その中には、私の学問に関係のあるいろんな人々も登場してき、専門書で見るとはちがう横顔を見せてくれるのです。こんな興味にかられ今日まで主としてフランス関係の物を読んできました。範囲は宗教・社会・文学・言語などで、年代からいえば、十九世紀からさかのぼって中世の中期、あるいはもうすこし先きまでのものです。そういうものを思い出しながら、「近代国家」の発生の跡を探って見たい、というのが、今日の私のテーマです。時間の関係もあり、うまく行くかどうか、疑問ですが、お聴き下さい。

一

さて、どこから話し出せばいいのか。あまり、講義式にやらず、いろいろのエピソードをつなぎ合わせるような形でやりましょう。

中世ヨーロッパのゲルマン人の部族国家のなかに、フランク王国というのがありました。この王国は部族国家中、最も強力な王国であっただけでなく、ローマ教会と密接なつながりを持つ唯一の王国でした。他の部族国家はアリウス派という異端のキリスト教を信奉していたからです。フランク王国の最初の王朝はメロヴィング朝で、次の王朝をカロリング朝といえます。最初の王朝の時代から、フランク王国はローマ教会を信奉したのですが、カロリング朝になってから、ローマ教会との関係は一層緊密でした。この王朝の二代目の国王がシャルルでした。歴史上では、この人はシャルルマーニュ(Charlemagne)と呼ばれています。偉大なシャルルの意味です。シャルルマーニュはフランス語式

の呼び名ですが、ドイツ語流にいうとカール大帝 (Karl der Große) なのです。フランス語式では、「偉大な」という意味の *grand* が、シャルルという名前と不可分に接合しているので、フランス語式ではいつも「偉大なシャルル」と呼ばなければ、この「シャルル」だと判らなくなったのです。ヨーロッパでは、大王とか大帝とか呼ばれる王様はいくつもありますが、いつも「何なに大王」とか、「何なに大帝」と呼ばれるとは限りません。この意味では、いつも、「偉大なシャルル」と呼ばれなければ、かれのことだと判らないこの人は、幸運な人だといえましょう。またその幸運に価いする人だったようです。偉大な政治家、偉大な武人、ラテン文化の保護者・復興者・奨励者等々、かれについて挙げればきりがありません。その上、民衆に人気があり、愛好され、多くの伝説を残し、伝説のなかに生き、語りつがれた人でした。まさに「偉大なシャルル」と呼ばねばびつたりしない人だったのです。

このシャルルマーニュが、八〇〇年のクリスマスの日、ローマのサント・ピエトロ寺院で、ローマ法王レオ三世からローマ皇帝の帝冠を加えられました。これは西ヨーロッパの「夜明け」でした。新しい西ヨーロッパはこの日から動き出します。この戴冠をめぐる、いろいろのことがいわれています。その一はこうです。ピエトロ寺院で礼拝しているシャルルマーニュに、法王が後からそつと寄ってきて、帝冠を加えた。かれはこれを喜ばなかった。法王によって加冠されると、後世、法王が皇帝に対する優位——優越性——を主張するようになるだろう、というのです。数十年前までは、もっぱらこの説でした。これはうがった説です。実際、そういう法王「優位」の時代がきたのですから。そのような時代が到来した後になって、このようなシャルルマーニュ伝説が生まれたのかも知れません。パリのルーヴル美術館にある大画面に、ナポレオンの戴冠式が描かれています。ナポレオンは法王から帝冠を受取り、みずから加冠した。また皇妃ジョセフィヌの冠も、法王の手によってではなく、かれが受取り、かれの手で加冠した。これは史実です。記憶は定かではありませんが、ルーヴルにあるのは、皇妃加冠の図だけだったように思いますが、

中世の神聖ローマ皇帝の戴冠式に、わずかな例ですが、法王の直接の加冠を受けず、法王から帝冠を受取りみずから加冠したのがあるそうです。この故事は、シャルルマーニュの戴冠に際してのかれの心情に由来する、と伝えられており、ナポレオンもそれにしたがつた、というのです。法王が直接加冠するのと、皇帝が法王から受取りみずから加冠するのと、どう違うのか。前の場合には法王が神の地上の代理人として加冠したことになり、後の場合は、法王が神の使者、——いわば帝冠を神から皇帝に伝達するメッセンジャー——だ、ということになり、神と皇帝との関係は、法王が介在しない直接的なものとなる、と考えられるからです。中世末期ないし近代初期の王権神授説も、法王の介在を認めない王権という意味を、一面において持っていたのは事実で、これも同巧異曲のものと云えるのです。

シャルルマーニュが法王の加冠を以上のような理由で喜ばなかった、という説は、今日ではほとんどありません。今日では、シャルルマーニュの心情を、別の角度から捉えています。これは「東」のビザンティン皇帝との関係を顧慮したからだ、というのです。加冠を喜ばなかったというより、それによって発生するであろう事態を「怖れた」というか、または「懸念」した、というのです。

この場合、サント・ピエトロ寺院における「不意打ち」の戴冠式という劇的シーンを前提する必要はありません。戴冠式がシャルルマーニュの意思と無関係に行われたというのは、あまりにも「つくりごと」——フィクション——めいています。かれがローマに来る前に、法王側との間に「皇帝即位」について完全な話し合いができていた、としても、皇帝即位の提案を、受諾するまでに、いろいろ苦慮したであろう、と考えられるからです。

以前には、古代ローマ帝国は四世紀に東西の二帝国に分割され、西ローマ帝国はその後滅亡した、と考えられていました。今は別の考え方がされています。四世紀にコンスタンティヌス皇帝は、首都をコンスタンティノープルに遷し、皇帝代理、いわば副皇帝をローマに残したただけのことで、ローマ帝国はやはり一つだった、と考えるのです。こ

ういう説明をしても、ローマ帝国の西半分はゲルマン民族の部族国家が生まれ、「東」の帝国の支配の及ばなくなっていた事実までも否定できませんが、しかし、「東」の帝国の「西」に対する発言権までも完全に消滅したことにはならない、ということになります。

このような考え方は、シャルルマーニュ即位当時の、東ローマ帝国——ビザンティン帝国——の考え方でした。これは正式にはどこまでも「ローマ帝国」でした。自らを「東」ローマ帝国と称したことはありません。ビザンティンの宮廷ではラテン語が話され、ギリシャ語は民衆の言葉で、これが宮廷に入ったのは後のことだ、といわれています。また「ローマ法典」の編纂で有名なユスティニアヌス皇帝は、ラヴェンナを中心とするイタリアの地方を「奪還」し、西ヨーロッパにおける「ローマ帝国」の拠点としていました。こういうビザンティン帝国には、イタリアにもう一つの接点がありました。それはローマ教会です。ビザンティンは、キリスト教会を帝国組織の一部門と考えていました。ビザンティンの立場からは、「西」の教会であるローマ教会を、これと区別して考える理由はありませんでした。「東」で開かれるキリスト教の「公会議」でも、ローマ教会は、その構成メンバーでした。ビザンティンがローマ教会に課税しようと試みたことさえあるそうです。ビザンティンは、ローマ教会を「西」における自己の代理人と考えていたとも見られます。

要するに、ローマ教会はビザンティンの「西」に開かれた窓"でした。しかし、ビザンティンとローマ教会との関係は、円滑を欠いた「ぎくしゃく」したものでした。今でこそ、カトリック教会といえばローマ教会をさすことになりましたが、これは十一世紀になってからのことで、カトリックという言葉は、「普遍」——ユニヴァーサル——の意味です。ビザンティン時代に、これに統一された教義内容を与えようとする試みがいく度もなされたようですが成功しませんでした。結局、異端を除いた全キリスト教会を包括する名称になります。このような意味のカトリック教会の

内部にも、教義上の差異があるのは当然です。ここから発生する対立が、ビザンティンのお膝元のコンスタンティノール教会とローマ教会との間に発生します。前者は全教会のなかの序列において、次第に後者に次ぐものになり、やがてこれを凌ごうとします。こういう時期にビザンティンで発生したのが、「聖画像破壊」の運動でした。これは「聖画像」——キリストの画像——の「崇拜」に対する教義的反対運動であっただけでなく、暴力的破壊運動でした。これは八世紀中期からほぼ一世紀にわたります。

この運動は、四世紀のエジプトで発生したアリウス派の宗教運動を想起させるものがあります。アレキサンドリア教会のアリウスが、キリストの「神性」を否定するいわゆる「キリスト単性説」を主張して「異端」とされましたが、この説は近東一円に広まり、三二五年の「ニケア会議」は、改めてこれを否定し、「三位一体」の正統教義たることを確立しました。しかし、その後も二十数年にわたり、アリウス派は正統キリスト者を迫害しました。また、「キリスト単性説」の問題は、その後も「公会議」でいく度か論議されています。そして、この「聖画像破壊」の運動にも、アリウス派の影響があるとされています。

この運動は、コンスタンティノール教会とローマ教会との対決の一場面でした。これは、教義的対立と势力的対決の複合体でした。教義的対立は、ここではまだ部分的かも知れませんが、一〇五四年の両者の「分離」以降のすべから逆算すれば、ある程度想像できるかも知れません。前者は、*Autodox Eastern Church* で、後者は、*Roman Catholicic Church* です。すなわち「ギリシヤ正統教会」と「ローマ・カトリック教会」です。

両者の势力的対決は、言うまでもなくビザンティンの内部におけるヘゲモニーの争いでした。ビザンティン皇帝のなかには、「聖画像破壊」の運動を公然と支持したのもあったのですから、コンスタンティノール教会の方へ肩入れしたのです。皇帝としては、「ローマ教会に『ゆさぶりを入れる』程度のもだったかも知れませんが、ローマ教会を

手ばなす気持ちはなかったでしょう。しかし結果は、そうなってしまったのです。

シャルルマーニュ戴冠をめぐる背後の状況は、このようでした。法王が、これに能動的だったことは明らかです。しかし、受動的だったシャルルマーニュの側にとっても、大きな危険をおかしても、皇帝になることのメリットを見逃すわけには行かなかったでしょう。

とにかく、これから法王と皇帝という、二つの頂点を持つ西ヨーロッパが、展開されて行くのです。

二

二つの頂点を持つ西ヨーロッパとは、どういう構造なのでしょう。これは理論的に組立てられた構造でも、計画的設計に基いたものでもなく、歴史的に「与えられた事実」でした。ビザンティンからの分離という歴史的要請が、法王とシャルルマーニュとの「二人三脚」という結果を生んだのです。

これを理論化して説明しようとしても、なかなかうまく行きません。中世西ヨーロッパを、二つの中心を持つ「楕円形」と見る考え方があります。比喻としてはおもしろいですが、もし、その二つの中心を、「教権」と「俗権」というまったく違った性格と機能を持つもののように考えると、とんでもない見当違いになります。法王は単に「行ないずまして祈りを捧げるお坊さん」ではありません。みずからビザンティン皇帝の西ヨーロッパにおける後継者だ、と考えるだけでなく、いろいろの「偽文書」で立証しようとしているのです。他方、皇帝もみずから西ヨーロッパの皇帝と、主張しているのです。この楕円形の二つの中心は、多分に同質的なものです。この意味では、楕円形の二つの中心は、相互否定的要素を内在せしめています。そうであるにかかわらず、この両者を二つの中心として共存させているのは、「力のバランス」でしょうか。そうには違いないでしょうが、これには限定を加えることが必要でしょ

う。それは中世西ヨーロッパが一色にぬりつぶされた「カトリック世界」だ、ということ。法王も皇帝もこの共通の「土俵」の上の存在です。この「土俵」に変質化が見出されるのは、遙か後のことです。

ここでは先ず、この「共通の土俵」における両者の角逐の跡をたどって見ましょう。

シャルルマーニュと法王との間には、対立はありませんでした。いわば「密月時代」でした。わずか十数年の短い皇帝時代の後、かれのフランク王国は分解します。最初は三王国に、やがて東フランクと西フランクの二王国となります。後のドイツとフランスです。帝位は三王国のかれの子孫の頭上を転々と移りますが、最後の帝冠の保持者は東フランク国王でした。シャルルマーニュの子孫の皇帝時代にも、法王との間に大した対立・抗争は生まれませんでした。いわば「無風時代」と言えましょう。

シャルルマーニュの時代、かれの大フランク王国の支配は、かれの任命する地方官僚——「伯」職——によるものでした。この支配は実効性という点では、きわめて質度の薄いものでした。そのため、かれは絶えず地方巡幸で補強しなければなりません。シャルルマーニュ伝説のなかには巡幸にまつわるものが多くあります。このシャルルマーニュの時代から、封建制が発生しはじめた、といわれています。これは「封土」の授受を媒介とする領主と家臣との関係（主従関係）の階層制——ヒエラルヒー——です。これとは別に、ローマ教会の側では、法王を頂点として、大司教区・司教区・教区という階層的支配形態——教会ヒエラルヒー——があります。この方は古代ローマ帝国の地方行政管区の遺構の上に築かれています。この二つのヒエラルヒーは一応別個のものですが、しかし現実には複雑にからみ合っていました。そこで、これからお話ししようと思う法王と皇帝との対立・抗争のなかには、この二つのヒエラルヒーの錯綜した関係に起因するものと、そうではなく直接に両者の優位性に関するものがあります。前者の場合でも結局は後者の問題として争われることになるのです。

九六二年にドイツ国王オットー一世はローマで戴冠されました。すなわち、「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」と呼ばれるドイツ帝国のオットー大帝です。

オットー戴冠後百年余りにわたって、かれの後継者の皇帝達と法王との間には、シャルルマーニュの子孫の皇帝達の場合とは異なった、新しい関係が展開されます。皇帝達はドイツよりもアルプスの彼方のローマに関心を持ちます。かれらはローマ教会の護持者たる責任感と自負心に駆られて、教会の問題に積極的に介入しました。法王の任命権も拒否権も皇帝にある、としたのです。

当時の法王庁は極度に腐敗しており、法王はローマの貴族達の傀儡にすぎない有様だったことが、皇帝側の介入を招いた背後の理由でした。皇帝達は教会への介入によって、教会革新を意図する、という一面もありました。この限りでは、教会内部の教会改新主義者も、皇帝の教会改新に同調したわけです。このような両者の側の協調が、皇帝ハインリヒ三世の場合に見られました。かれは一〇四六年に、法王座を同時に占めていた三名の対立法王を同時に罷免し、その後、次ぎつぎに三代の法王を任命します。最後の法王がレオ九世(在位一〇四九—一〇五四)です。かれはハインリヒ三世の従弟で、トゥールの司教でした。

ハインリヒ三世の教会革新の志向は、ここらあたりで限界が見られます。かれのそれは教会に対する皇帝の優位を前提していたのですが、教会側は、この優位を「無条件」にいつまでも認めることは、できなかつたのです。

レオ九世は、現に皇帝による法王任命を受けるにあたり、ローマの教会聖職者・市民の同意を経ることを前提としました。かれの死後三年、法王ニコラス二世の時代に、法王の選任には枢機卿会議による選挙が必要となり、これは皇帝による専断的な法王任命を阻止する機能を持ちました。

さて、レオ九世は、法王としてローマに赴任するさい、教会改革主義の「ブレイン」を同道しました。その一人

がヒルデブランド、後のグレゴリウス七世(在位一〇七三—一〇八五)です。皇帝権と法王権との対立・抗争は、かれの時代に最高頂に達します。

三

いわゆる「叙任権闘争」です。法王レオ九世の教会改革の目標は、聖職売買禁止・聖職者妻帯禁止などでした。それと同時に、皇帝・国王など俗権による聖職者任命も、かれのブレーンによって批難の対象となっていました。たまにこの最後の点が、レオ九世のブレーンだったグレゴリウス七世とハインリヒ三世の子の若い皇帝ハインリヒ四世との間の争点として発生したのです。一〇七五年にハインリヒが、イタリアとドイツで数名の司教を任命し、グレゴリウス七世がはげしくこれを批難した、というわけです。

もともと、この問題はそう簡単に解決できるものではなかったのです。教会ヒエラルヒーと皇帝や国王を頂点にもつ封建ヒエラルヒーは、複雑に錯綜していて、截然と区別できる二つのヒエラルヒーではありませんでしたし、ハインリヒ四世のやったことは、いわば、いままで慣行というか、慣習法的というか、行われていたことなのです。理想主義者の法王は、そんなことは承知の上で挑戦に出たわけです。私の記憶は定かではありませんが、任命されたイタリアの司教というのが、ミラノの大司教でなかったか、と思います。ミラノは従来からローマと仇敵関係にあり、イタリアにおける皇帝派の拠点だったところですから。もし任命されたのがミラノ大司教でなく、他の司教区の司教であったならば、あるいは、法王もあれほどはげしく、皇帝に食ってかかることは、しなかったのではないかと想像します。挑発されたハインリヒは、法王廢位の措置に出しました。法王は相次いで、皇帝廢位と皇帝破門という二つの措置で応酬します。破門はハインリヒに決定的打撃を与えました。破門は、ハインリヒ輩下の王侯たちに、かれに対する忠誠義

務を解除する意味を持っていましたし、現に反皇帝の動きも見られたのです。

法王は勝ちました。ハインリヒは一〇七七年イタリア北部のカノッサの山城に滞在中の法王に対し、地下にひれ伏して赦免を乞いました。法王の優位は確立されました。皇帝の優位から法王のそれへ、中世の歴史は新しく転回したのです。

この事件に関連して、一つのエピソードがあります。実はこの方が、私には興味があるのです。右の事件の発生当時、法王が法王庁の図書室に事件解決に参考されるような「教会法」の規定がないか、と探していたところ、偶然「ローマ法」が発見されたというのです。これはビザンティンのユスティニアヌス皇帝が六世紀に古代ローマの法制に若干の修正を加え編纂・公布したものです。それは「学説彙纂」・「法学提要」・「勅法彙纂」・「新勅法」の四部門でした。十六世紀くらい、これらを総括して——Corpus Iuris Civilis——と呼んでいます。日本の訳語では、「ローマ法大全」です。

グレゴリウス七世の当時においては、これはローマ法の新発見だったのです。「ローマ法ルネサンス」といわれています。六世紀から十一世紀までの五百年、この大法典が眠っていたとは、ふしぎと言えばふしぎです。でも事実らしいのです。十一世紀以降になって、はじめてローマ法について語られるようになったのですから。もっとも発見の場所については、いろいろの説があります。ローマ法王庁以外に、イタリアのラヴェンナとか、ポロニャとかいう説もあります。ラヴェンナはユスティニアヌス皇帝のイタリア一部占領当時の総督所在地ですし、ポロニャはラヴェンナ総督領に属していたのですから、どちらもユスティニアヌスに関係があり、考えられないことではないでしょう。しかし、⁽¹⁾多くは法王庁説がとられています。もちろん、どこで発見されたか、私は知りません。ただ、法王庁説は、この発見が法王と皇帝との闘争に結びつけられている点が、ストーリーイとしてはおもしろいと思います。(もっと

も「法学提要」だけについては、もっと以前からある程度知られていたという、もっともらしい説もあります。

なお、ローマ法をあらわす言葉は、古代ローマでも中世でも、*ius civile* でした。英語でいえば、*ius civile* です。便宜上「ユス・シヴィル」と発音します。*civile law* といえば、今日では、「私法」とか「民法」の意味ですが、ユス・シヴィルは、ローマ市民に適用される法という意味で、公法・私法を包括した名称でした。そして、中世では、教会法との対照で「世俗法」の意味をふくめて、ローマ法をユス・シヴィルと呼んだのです。中世歴史物の外国書の翻訳では、「私法」とか、「ローマ私法」とかされている場合が多いので、念のため一言しておく次第です。

四

一〇七七年のカノッサ事件から約二十年の一〇九六年に、中世ヨーロッパの最大事件が幕明となります。十字軍戦争です。

その前年、ビザンティン皇帝から法王ウルバヌス二世に、異教徒イスラムに占領されている聖地エルサレムの奪回を依頼してきました。法王はどう考えたか。おそらく、悪い気はしなかつたでしょう。これは法王を西ヨーロッパの最高権威とし取扱ったことであり、カノッサ事件以後、法王が西ヨーロッパで確立してきた権威を、ビザンティンが裏書きする形になったのですから。

それだけでなく、法王は西ヨーロッパだけでなく、「東」をも自己の傘下に置こうというような——野望——を持ったかも知れません。ビザンティンでは、キリスト教会も皇帝の組織のなかに組みいれられていました。今日、これを「皇帝法王主義」と呼んでいます。こういう表現を用いるなら、法王は、逆に「法王皇帝主義」を夢想したかも知れないのです。

法王は「聖地奪回」という「聖戦」のためには、富の略奪など、あらゆる行為が許される、と説きました。かれの十字軍勸説使たちは、西ヨーロッパ全土において、「聖戦」参加を呼びかけました。ドイツ皇帝も国王・封建諸侯・教会騎士団も参加しました。その他、諸もろの民衆も参加しました。少年十字軍などというのもありました。主たる遠征はおよそ七回、断続的ですが二百年におよびました。その一いちについて述べるわけにいきませんが、第四回十字軍(二二〇四—二二〇二)は、コンスタンティノープルを陥落させ、東方教会——ギリシャ正教教会——の壮麗な殿堂を破壊し、財宝を奪うなどというハプニングも生まれ、一〇五四年の東西教会の分離いらいの対立を解消する機会は——その後のいろいろの努力にかかわらず——到来しなかったのです。

さて、この二百年です。これは十一世紀末から十二世紀・十三世紀にわたる二百年です。中世ヨーロッパの「文化の華開らく」二百年なのです。十字軍戦争の初期の十二世紀が、今日いうところの「十二世紀ルネサンス」のその時期です。この十字軍戦争と「十二世紀ルネサンス」とが、どう結びつくのか、考えるとふしぎです。もちろん、破壊と掠奪に終止した十字軍戦士が、片手間に古代ギリシャ文化やアラブの自然科学や数学を持ち帰ったわけではないのです。これらのものは、十字軍戦争にもかかわらず一つは、南スペインやシチリアなど、かつてイスラム語アラブの支配下にあった地域に蓄積されていたものを、学び取ったのです。ここでは、古代ギリシャ文化もアラブ語訳のものでした。もう一つは、ヴェネツィアなどをおしてのもので、ヴェネツィアはビザンティンと昔から関係の深いところでした。ここの商人たちが、ギリシャの古典を——これはギリシャ語のものを——北イタリアに持ち帰ったのです。これらのものが、十字軍戦争の「狂熱」のさなかにかかわらず攝取され、十二世紀ルネサンスを生んだのです。

もっとも、これには若干の偶然が幸いした、と思います。南スペインはアラブの支配にあつたのですが、一〇八五年に奪還され、それ以後もここではキリスト教徒、イスラム教徒も、またユダヤ人も同等の権利を享受していました。

宗教的寛容がここを支配していたのです。同じようなことはシチリアについても言えます。シチリアはノルマン王朝の支配下にあったのですが、ギリシャ語・ラテン語・アラビア語が公用語として使用されており、宗教的にも平和共存の島だったのです。宗教的寛容という点で見落すことができないのは、その当時のイスラム教徒がギリシャ哲学の影響下に自由で合理的な思考の持主だった、ということなのです。十五世紀以降になると、イスラム神学の復興で事情が一変するそうです。この意味では、ちょうど時期がよかったと言えそうです。

こうして、西ヨーロッパに、ロマネスクやゴシックの建築がうまれました。大学ができました。都市が発展します。ローマ・カトリック教会は最盛期を迎えます。キリスト教の大衆化がはじまります。そこで、このような事態が、ローマ教会にどのような変化をもたらしたか。この点を考えて見ましょう。

その一は、美術に関してです。聖堂などの教会の壁画や、壁の彫刻には、もちろん宗教美術が中心ですが、動物・植物や庶民の姿が見られます。そのほかに、**“七自由学芸”** (文法・修辭学、論理学、算術、音楽・幾何学・天文学) が、それぞれギリシャの女神に象徴されて彫まれたのがあるようです。パリ郊外のシャルトルの大聖堂で、それを見た友人から聞いたことがあります。これは私が直接見たわけではないので、どうかは判りません。しかし、数世紀後のイタリア・ルネサンスでは、**“異教の神々の復権”** はまぎれもない事実ですから、十二世紀ルネサンスの影響下で、こういうものがあつたとしても、ふしぎでないと思います。

その二は、キリスト教の大衆化の問題です。ゲルマンの諸部族国家の時代には、キリスト教は国王その他の支配者の宗教でした。民衆の間には、ゲルマンの神々はまだ生きていました。シャルルマーニユは民衆のキリスト教化に努力しましたが、しかし十分に手ごころを加えていたようです。かれの後継者ルイ一世はきびしくやったので、民衆の人気を失なったなどと伝えられています。さて十二世紀頃はどうか。ゲルマンの神々は消え去った

のでしょうか。ヴァイキングの末裔であるノルマンの兵士たちには、北欧の神々がなお生きていたようですが、一般的に言えば、キリスト教の大衆化の時代でした。民衆のマリア信仰が盛んになったのも、この頃からです。処女懐胎の伝説が古くから東方にあったのにマリア伝説が結びつき、ビザンティンではマリア信仰が早くからありました。キリスト教の初期の神学の問題は、キリストの取扱いでした。アリウス派のようにキリストの「神的性格」を否定するなら、一神教としての筋は通せるでしょうが、これが異端として排撃されると、**「父と子と聖霊」**の三位一体のなかでキリストをどう位置づけるかが、最大の問題となります。これはキリストに**「神的・人的の二つのペンソナ**がある、ということ、説明されたのですが、さて、それではマリアをどう位置づけるかが問題となってきたのです。ビザンティン神学でも、カトリック神学でも、いろいろ苦心した説明をしているのですが、どうも私にははっきり判りません。

でも、民衆にとっては神学的説明など、どうでもよいことなのです。そんな説明とは無関係に**「マリアさま」**は民衆のところに生き続けます。それから聖者信仰です。聖者が独立して信仰の対象となるのです。各都市にはそれぞれ守護神としての聖者が祀られました。

諸君は、イギリスのチョーサーの「カンタベリ物語」を御承知ですか。カンタベリはイギリス最大の大聖堂で、中世には**「カンタベリ詣で」**が大流行しました。ちょうど、江戸時代の**「お伊勢参り」**に似たものだったのでしょう。カンタベリはロンドンから数日の距離の所にあつて、同行の人達が旅の宿としておきの話をする、という筋のものです。ちょうど、イタリアのボッカチオの「デカメロン」やナヴァル女王の「エプタメロン」と同じ系列・趣向のもので、今日も物語の内容をお話するではありません。

聖者信仰の例としてお話ししたいのです。「カンタベリ詣で」は、大聖堂そのものにお参りするというよりは、ベネ

ットという聖者の「お墓参り」なのです。かれは商家の出身ですが、カンタベリ大司教の愛顧を受け、国王ヘンリ二世の大法官となり、その後、ヘンリの手によって、カンタベリ大司教に任命されます。聖職者に対する教会裁判権を国王裁判権に吸収する企てに、かれを利用するためでした。かれは教会への忠誠か、国王への忠誠かの選択をせまられることとなります。かれは前者を選び、長期にわたり国王と争い、国王の直臣達バコンによって、大聖堂内で暗殺されます。一一七〇年のことです。七三年には聖者に列せられました。これが「カンタベリ詣で」の由来で、聖者信仰の典型的な例です。その他にも、いろいろあります。エーゲ海のある島に祀られている聖者は、「航海安全の神さま」だそうです。

聖者信仰は、これだけではありません。中世では、「聖者の遺骨・遺物」も信仰の対象でした。神学者のトーマス・アクィナス——サン・トーマ——の遺骸は、弟子達によって喰いつくされた、という伝説まで残っています。

中世の民間のキリスト教信仰は、こうして多種多様に広まって行きました。これでは、ゲルマンの神々も、なかなか出てくる「幕」がないわけです。十九世紀のドイツ詩人ハイネは、ゲルマンの神々の行方を探し求めています。けっきょくは伝説や童話のなかにわずかに痕跡を止めているにすぎないようです。

こういう話をしていると、ローマ・カトリック教会は民間のキリスト教信仰に非常に寛容であったように見えます。しかし、教義内容の問題になると、非常にきびしかったのです。教義について語るのは特定の聖職者に限定されました。俗人はもとより、修道院の修道士なども、教義について語ることは許されなかったのです。十字軍の戦士たちも、キリスト教の「ありがたいお話」を聴聞する機会は与えられなかったのです。従軍聖職者がいなかったのです。そして、この十字軍時代はフランスその他においてキリスト教の異端狩りのはげしい時代でした。

カタリア派・ワルド派などは、その対象でした。異端審問所による異端裁判や、軍事的弾圧があったのです。これ

は異端狩の十字軍戦争でした。なかでも有名なのは南仏アルビ地方におけるカタリア派中の一派であるアルビジヨア派に対する十字軍戦争（一二〇九）でした。十字軍によるコンスタンティノープルの破壊とアルビジヨア派戦争は、十字軍時代の最悪の思い出とされています。

法王に直属する異端審問所の設置は、アルビジヨア派十字軍から直接できた結果だ、と、言われています。やがて、このような異端裁判はその後の「魔女裁判」へとつながって行きます。

（中世をとおしての「千年王国主義」なども、キリスト教の民衆化の例といえるかも知れません。キリストが再臨の後、地上にメシア王国を立て、最後の審判前の一千年間そこを統治するであろうとのヨハネの黙示録を拠り所とした、キリスト教の民間信仰ですが、一般的にいつて反カトリック的であり、その流れは多方面に別れ、宗教活動だけのものもありますが、社会活動的のものもあり、社会変革を目指したものもあって、ここで概念的なコメントをすることは不可能なので、ただ、そうしたものがあつただけを指摘しておきます。なお、千年王国主義のマルキシズムの革命理論への影響を取上げたものもあり、半世紀前にドイツで読んだのを、記憶しています。）

その三は、十二世紀以降における大学の発生とローマ・カトリック教会との関係の問題です。

十二世紀以前には、教育施設としては、王侯の宮廷附属の学校とか、司教座附属・修道院附属の学校がありました。ところが、十二世紀以来、ウニヴェルジタス—universitas—と呼ばれる新しいタイプの教育・研究の「組織」が生まれます。ウニヴェルジタスは英語でいえばユニヴァシティ、今日いうところの大学にあたる言葉ですが、その当時には「都市」における「組合」一般をさす言葉でした。中世の都市には商工業者のいろいろの「組合」がありました。それらの組合は、すべてウニヴェルジタスだったのです。このウニヴェルジタスが一般の組合をさす言葉ではなく「大学」のみをさす言葉になるのは、しばらく時の経過を待たねばなりません。

大学のなかで、十二世紀のウニヴェルジタスに起源を持つものは、イタリアのボロニャ大学、フランスのパリ大学お

よびイギリスのオックスフォード大学です。これらの大学が十二世紀に生まれたことは事実ですが、しかし、何年何月に創立された、というようなことはいえないのです。それは十二世紀の大学は“自然発生的”なものだからです。“私塾”のようなものが、いつの間にか出来ていた、というかたちなのです。これに学生主動型と教師主動型がありました。前者はボロニャ大学で、後者の代表的なものはパリ大学です。ボロニャにはローマ法・教会法の著名な学者がいましたので、ヨーロッパ各地から学生が多く集まってきました。これらの学生が都市でのかれらの生活防衛のためウニヴェルジタスを形成しました。そして教師をつれてきて講義をきいたのです。その給料・講義日数等すべて学生の“組合”で決めたわけです。しばらくすると、教師側もかれらの“組合”を形成して、学生に対する教師の地位の確立をはかったわけです。

パリ大学は教師主動型です。パリ大学の前身はセーヌ河のシテ島のノートルダム聖堂の附属学校だったので、いつの頃からか、教師たちが附属学校から離れ、セーヌ左岸の今日言うところのカルタイエ・ラタンラテン街で、教育・研究の“組織”を持つようになり、“組合”——ウニヴェルジタス——を形成したのです。それでもなお、以前の関係から、ノートルダムのパリ司教の統制から完全に自由ではありませんでした。

これらの大学には、キャンパスも校舎ありませんでした。講義は街頭や街の広場や、時には教会の広間を借りて行われました。学生の多くは市民の家の貸間に住んでいましたが、一部の貧困学生のための共同宿舎のようなものがあったのです。これが後の学寮です。ここで講義のもたれることもありました。パリにもいくつかの学寮コレージュがあったのですが、起源を、十二世紀にもつオックスフォード大学や、十三世紀にもつケンブリッジ大学は、特に学寮が大学の中心機能をもつ大学として成長したのです。

十二世紀のこれらの大学が“自然発生的”であったのは、十二世紀には世俗の学者が多く生まれてきたことと関連

します。かれらは自分の研究の成果の「教授」をなりわいとする以外に生活の手段をもたなかったのです。十二世紀前半のフランスの有名な哲学者・神学者のアベラール（アベラルトゥス）などは、その代表的存在です。かれはパリ大学の成立にも大きな影響を与えています。これらの世俗の学者は新しい大学の中心的存在でした。しかし、そのころには、教育は聖職者の任務だ、という社会意識が強くあって、世俗の学者もこのような社会意識から、完全に自由であることはできませんでした。かれらは、「在俗の聖職者」として行動することをよぎなくされました。これが「形式」だけの問題であったばあいには、かれらはまだ自由でした。しかし、都市のなかの「組合」の一つであった大学が、都市や国や地方の教会からも独立の一つの「自治団体」にまで成長する段階のなかで、「在俗の聖職者」だった大学の教師は、「在俗」のままでも、真実の聖職者と変らない存在になります。つまり、大学はローマ法王の直接の統制下の存在となるのです。

その経過を、パリ大学を例として、簡単にたどってみましょう。ポロニャやオックスフォードでもそうだったのですが、パリでも市民と学生との間には対立・紛争が「付きもの」でした。パリは都市といっても「プレヴォー——*Prévôt de Paris*——と呼ばれる国王役人の管轄下にある「半自由都市」でした。国王フィリップ二世は、一二〇〇年に市民に対する学生の殺傷事件についてのプレヴォーの裁判措置を批難し、学生・その召使に対する裁判権を司教に移譲する勅書を出しています。パリ大学はこれを記念して、この年を「大学創立の年」としています。しかし、その後も市民・学生の紛争は跡をたちませんでした。一二二九年にも大乱闘事件が発生します。このさい数名の学生が国王の役人に殺害されたというので、教師・学生の大部分は授業を放棄し、オルレアンに移住しました。この事件は、二年後の一二三一年に法王の勅書「諸学の父」によって、はじめて解決を見ます。この勅書は、事件解決のためのパリ大学の要請を全面的に承認したもので、国王に対しては一二〇〇年のフィリップ二世の勅書の再確認および拡充を指

示し、司教に対しては学生に対する刑事裁判について詳細な規則を設けることを命じています。また司教の総務長ジャンスリュエが従来パリ大学に対して有した諸権能を、その行使についての大学側からの諸制約を認めることによって形骸化しました。また、学生・教師の授業放棄権その他を承認しています。これはパリ大学の完全な自主権を約束するものでした。世にこの勅書を「大学の大憲章モンナ・カルタ」と称しています。しかし、このような大学の自由は、反面からいえば、大学を完全に法王権の直接の保護と統制のもとに置くことによつてのみ可能でした。

現に、この勅書は、「自由学芸」の教師に対して、自然学書の使用について制約を加えています。また、神学の教師・学生は、「みずからが哲学者であることを誇示せず、……神学的著作や法王たちの論著によつて解決しうる問題だけに関して討論しなければならない」としています。

なお、ついでにお話しますと、この勅書より以前の一二一九年の勅書「スペル・スペクトラム」で、法王ホノリウス三世は、国王フィリップ二世——フィリップ・オーギュスト——の懇請によつてだといわれていますが、パリ大学法学部におけるローマ法の講義を禁止しています。この勅書は、パリもしくはその周辺で、「なに人たりとも」ローマ法を教授し、あるいは聴講することを禁止・差止めているのです。これより以前にも教会関係において、修道者にローマ法・医学の学修を禁止した例があるようですが、それは修道者がこれらの学問に熱中するあまり、神学の学修を怠るからだと、という理由だったようです。ところが、パリ大学におけるこの禁止については、ひとり修道者だけでなく、世俗者にも禁止していること、またこの禁止はパリだけに限定されていること、またこの勅書より十数年後に法王勅書によつて設立されたトゥールーズ大学でローマ法講義を認められていることなど、いろいろ疑問点があることが専門学者のあいだで問題とされています。これについては、私にも素人なりの考えがあるのですが、今日は言及をさし控えます。

またここにあげたトウルーズ大学がそうですが、十三世紀後半から教世紀間のヨーロッパの大学の大部分は、法王の認可によるものです。これは大学など教学に関する問題は、法王の専属管轄権化の傾向として、注目すべきでしょう。

五

以上、十二世紀・十三世紀の諸問題を法王権を中心としてお話してきました。この時代は、法王権が最高頂に達した時代でした。神聖ローマ皇帝も、諸国王・封建諸侯も、法王の権威のもとに「ひれ伏し」ました。新しく発生した大学も、けっきょくは法王権の直接の統制・管理のもとに置かれることになりました。キリスト教の大衆化にともない異端の諸派の発生を見ますが、これに対しても「異端審問」や、武力による断崖が加えられます。まさに、「法王皇帝主義」の時代といえそうです。ところが、十四世紀になると、情勢が一変します。フィギスという十九世紀の有名な政治思想家の言葉を借りますと、フランス国王が法王を「ポケット」に入れて、南仏のアヴィニョンに運んできて、「幽囚」する、という「とんでもない事件」が発生します。一二九六年にフランス国王フィリップ四世——この王様は「美男子のフィリップ (Philippe le Bel)」と呼ばれました——が、フランスの教会聖職者に課税しようとしたのが発端です。法王ボニファティウス八世はこれをはげしく排撃します。両者の対立は数年にわたるのですが、一三〇三年に国王の部下は法王をローマ郊外におそい、法王は一カ月後ローマで乱心のまま死亡します。その後、一三〇九年から一四一七年にかけて、法王は南仏のアヴィニョンに住むことになりました。世にいう「バビロン幽囚」です。(右の期間中、一三七八年からはローマにも対立法王が立ち、「教会大分裂」の時代といわれています。)

さて、この事件の発端のフィリップ四世とボニファティウス八世との対立・抗争ですが、これを十一世紀末のドイツ

皇帝と法王とのそれと較べて見ると、本質的な相違が見出されます。ボニファティウス八世も、法王権の絶対優位性を主張し、国王の廃位や破門で脅かしたのですが、カノッサの屈辱は二度と発生しませんでした。このような威迫でゆさぶられるほど、フランス国王の地位は、弱くはなかったのです。

十三世紀いらい、フランス封建制における国王権力はいちじるしく強化されてきました。いろいろの手段で国王直轄領が増加され、この直轄領では裁判制度が強化されます。従来の唯一の裁判所だったプレヴォ (Prevôt) の上に、バイイ (Bailli)・セネシャル (Sénéchal) などの上級裁判所がつくられます。これらの上級裁判所の上に、バルルマン (parlement) という最上級の裁判所がパリに置かれることとなります。このバルルマンは英語のパーラメント (parliament) と同系統の字です。イギリスでは議会ですが、フランスでは裁判所なのです。このバルルマンは「高等法院」と訳しています。これは絶対王制に近づくにつれて、バルルマンが、フランスの全土の十数カ所に新たに置かれることになったからです。また地方行政の査察制度などもつくられます。これらの制度を担当したのは、司法・行政の官僚です。その当時、「レジスト」——*legiste*——と呼ばれました。法学者とか法曹家の意味です。

かれらはローマ法・教会法・地方慣習法に精通し、これらの知識を自由に駆使し、新しいフランスへのパイオニアとして活躍します。かれらは単なる知識的「技術者」ではなく、新しい政治理念の実行者でした。ローマ法の「皇帝」の観念を、ドイツ皇帝に独占させるような「直訳的」感覚の持主ではなく、「フランス国王は、王国の皇帝」とする、すぐれた才覚の持主でした。

法王ボニファティウス八世との対決の当時、フィリップ四世の背後には、こういう有力なブレインがひかえていたのです。その上、国王は、フランス全土の聖俗の貴族・市民の三身分の代表者を召集して、国王支持を要請したのです。これで、法王の例の常套手段も「から振り」に終わった理由が、お判りになると思います。

(ついでですが、フィリップ四世の三身分召集が、フランスにおける「エタ・ジェネロー」——「États Généraux」——の始まりです。三部会とか身分制議會・等族会など、いろいろに訳されていますが、これは十三世紀のイギリスで生まれた「議會」の初期の段階と同じ性格のもですが、その後の両者の発展の経過では、大きな相違を見せています。フランスでは絶対王政化の方向の進展とともに、しだいに機能がすくなくなりました)。

さて、フィリップ四世の法王権対策の延長線に存在するのが、ガリカニスム (Gallicanisme) です。これは翻訳しぬくい言葉です。「ガリ」は、「ゴール」(galle)です。ド・ゴール大統領のあのゴールです。古代ローマのケーザルの「ガリア戦記」のガリアと同じ意味で、ヨーロッパの西南地方一帯の広い地域をいうのですが、フランス語では「フランス」と同じ意味に使われています。それで、ガリカニスムは、「フランス主義」ということになります。これは法王権対策としてのフランスのカトリック教会に関するものですから、その意味を含めてガリカニスムを翻訳しよう、とするのは至難のわざです。強いて訳せば、「フランス教会自主性強化主義」でしょうか。しかし、舌をかむようで工合いがわるいです。いっそ、ガリカニスムのままにしておいたほうが、まだと思います。「国家教会主義」という訳語をみかけますが、これはイギリスの「アングリカン・チャーチ」(Anglican Church)——イギリス国教教会——を想起させて、あまりびったりしません。イギリスの教会では一六世紀の後半期に、ヘンリ八世やエリザベス一世によって、ローマ教会から完全に独立しました。フランスの「ガリカニスム」は、そんな大したことはありません。

これは「教会大分裂(一〇七四—一〇七八)」の頃から有力になったもので、要するにフランスのカトリック教会の高位聖職者の選任に、フランス側の意向を反映させ、法王権の任命権を形式化させようとしたものです。百年戦争中、このガリカニスムがどの程度維持されていたか、それは判りませんが、戦争後の一四三八年のシャルル七世の詔書で、この原則を再確認し、高位聖職者を選挙制にすることを認めましたが、法王側はこれを承認せず、結局一五一六年に、国王と

法王との「ポロニヤ政教協約」で、国王が高位聖職者の任命につき指名権を持つことで、片づきました。(もともとこれは後にルイ一四世によって放棄されました)。

余談ですが、もともとフランスはカトリックの信仰の強いところで、殊に国王はカトリックを信奉すべきものときられていました。ここでは法王権対策もおのずから限界がありました。宗教戦争の末期に、ヴァロアの王統が絶え、ブルボンのアンリ四世が即位した時にも、新教徒の「ユグノー」(Huguenot)のリーダーだったかれはカトリックに改宗しています。これはもちろん政策的理由が大きかったのですが、これでフランスの「王国基本法」が維持されたなどといわれたものでした。

この王国基本法 (*Les lois fondamentales de la monarchie*) についてですが、これはフランスの王権拡充の経過のなかに生まれたいろいろの慣習法を総括した名称ですが、その中に王位継承の順位に関するものがあります。この慣習法はイギリスの判例法にも似たような機能を持っていました。今までの慣習法的ルールに直接あてはまらないような事態が発生すると、これに対応する新しい措置が取られ、ルール化されて行くのです。こういう仕方での問題が解決され、王権の基礎が維持・拡充されたのです。カペー王朝時代には、「長子相続」のルールが確立していました。愚兄賢弟でも、それには関係なく、長子が相続したのです。カペー王朝ではすべての国王は男子でしたが、フィリップ四世の子、シャルル四世は後継者なく死亡したので問題が発生しました。カペー家の傍系ヴァロア家からフィリップ四世の甥のフィリップ六世が、王位を継承しました。ところが、イギリス国王エドワード三世の母はフィリップ四世の娘なので、エドワードは王位継承権を主張し、これが百年戦争の発展です。つまり、フィリップ四世の孫と、甥とで王位が争われたのですから、もし女子に継承権があるとすれば、傍系のフィリップ六世よりエドワードに分があつたわけです。フランスはこの事件を通じて、女子の相続権を認めない原則を確立したわけです。百年戦争の末期にも、この原則が再

確認されました。もし女子の継承権が認められていたらフランスの歴史は全く違ったものになったかも知れません。

六

フランスの絶対王政への途は、二つの難関に直面しました。一つは一三二八年から百年余に及ぶ百年戦争で、他は、十六世紀後半期の宗教戦争でした。ここでは、この二つの戦争が、フランスの統一国家の形成に、どのようにかかわりを持ったか、という点からのみ、ながめてみたいと思います。

百年戦争は今日的意味での「国際」戦争でないことはいまもありません。フランスの封建貴族達は、イギリス国王に加担し、あるいはフランス国王に加担しました。フランス国王に加担するのは愛国的で、イギリス国王に加担するのは祖国に矢を引くことになるのだとか、そういうことは、その当時、誰ひとり考えた者はなかったのです。イギリス国王自体が、フランスのギユイエンヌの封建領主で、この意味ではフランス国王の封臣なのです。ここには、われわれの考える「国家」というものがなく、したがって百年戦争は今日の意味での国際戦争でないばかりか、内戦ですらなかったのです。ただ国王達や封建貴族達が、フランスという土地の上で、武闘をくりかえした、というだけのことです。ただ、この戦争は、その結果からいえば、そういう「国家意識」をイギリスにもフランスにも発生させた、ということになります。もし、この戦争がなかったら、そういう意識の生れることは、もっと遅れたに相違ないので、この意味では、逆説的ですが、この戦争がイギリス・フランスにおける近代国家の形成を早める契機となった、といえないでもないでしょう。

そして、もちろんジャンヌ・ダルクが、これらの点に関連して、大きな役割を演じていることはいまでもありません。ジャンヌの受けた裁判が、異端審問であったか、魔女裁判だったのか、いろいろ説があるようですが、ジャン

ヌが焚刑で十九年の短い生涯を断ったことが、フランス人に国家意識・民族意識を起させました。ジャンヌは今ではフランス民族の「象徴」です。法王庁も十九世紀の終りには、かの女を聖者の列に加えました。かの女の命日は、いまではフランスの国祭日です。一九三〇年五月三〇日の国祭日は、かの女の五百年祭でした。フランス全土をジャンヌ・フィーバーが覆うていたのを記憶しています。ドイツの憲法学者スメントは歴史的人物の持つ「象徴性」の数すくない例証の一つとしてジャンヌを挙げています。フランス人にとっては、フランス民族の象徴はナポレオンでも誰でもありません、かの女なのです。

次は、宗教戦争です。十六世紀はフランスでは二〇年代からほぼ八十年間にわたって、混乱の時期でした。その前半は宗教改革の時期、後半に宗教戦争の時期でした。この八十年間は、暴行・殺戮・異端審問・焚刑・武力闘争で明け暮れました。ここではその全貌をお話するものではありません。ただ宗教戦争について、簡単にスケッチだけを。宗教戦争の当事者は、カルヴァン派の新教徒の「ユグノー」(Huguenot)と「旧教同盟」(Ligue)でした。この二つはいずれもその中心は貴族の集団です。これに対し「ポリテイク派」(Les Politiques)と称する都市の上層市民のグループが生まれます。「ポリテイク派」は、王権を支持し、宗教戦争のもたらす「無政府状態」の克服をめざします。

ボダン (Jean Bodin) の「国家論」の出たのは一五七六年で、ヴァロア王朝の最後の国王アンリ三世 (在位一五七四—一五八九) の時代でした。ボダンは市民層出身のローマ法学者で「ポリテイク派」のイデオログでした。かれは「ポリテイク派」の主張に理論的根拠を提供します。王権の強化と宗教的「寛容」の主張は、宗教戦争の打開への途を切り開きます。八九年、アンリ三世は修道僧の凶刃にたおれ、「ユグノー」の首領アンリドドナヴァルが即位します。ブルボン王朝の始祖アンリ四世です。かれは九三年カトリックに改宗し、九八年「ナント王令」で信教の自由を認めました。これで、やっと宗教戦争は結末を見ることとなりました。これら一連の経過のなかで、「ポリテイク」の果たした役割

は重大でした。

しかし、ボダンはアンリ四世の即位に際しても、その勝利の余沢にあずかることができずして、カール・シュミットは、ボダンが身を処する時と味方の選択を誤ったため、としています。かれがある時期身の安全のために「旧教連盟」に屈服したとされているのです。なお、アンリ四世も一六一〇年狂信カトリック僧に生命を絶たれました。それはさておき、ボダンの「国家論」に話を進めましょう。

ボダンの「国家論」は、宗教戦争当時のフランスの混乱を克服するための、単なる思いつきの理論だった、ではありません。深い、新しい理念の上に展開されていたのです。かれは、この「国家論」において、「近代国家——主権国家——の理論の創設者」という不朽の地位を確立したのです。一、二の点について、お話ししましょう。

この「国家論」は、詳しくいえば、「国家に関する六章」(Les six livres de la République)です。ここにいう *république* は——*corps politique* (政治団体・国家)——の意味で、「共和国」の意味で使用されてるわけではありません。この当時、フランス語 — *État* — が、国家を意味する字としてある程度で使用されていましたが、まだ一般的ではなかったようです。それにこの字は、イタリアのマキアヴェリの影響によるものとされているのでそのため避けたとも考えられます。十八世紀では一般に使用されています。英語の — *state* —、独語の — *Staat* — も同様です。ボダンの「国家論」のなかで、よく引用されているのは、「主権とは。国家の絶対的・恒久的権力」だ、という文句です。ここで主権——*soveraineté, sovereignty, Souveränität*——とは、国家においてのみ存在する「最高権力」の意味に使われています。ボダンは、当時のヨーロッパの国々が、当然に「主権国家」だ、としているのではないのです。かれは主権国家の例として、フランス、イギリス、スコットランド、デンマーク等々をあげています。またスイスの各州もそうだが、イタリアでは主権国家はヴェネチアだけだ、としています。そして、ドイツでは、皇帝も国王達も都市もすべてが主

権をもっていない、とされています。つまり、一定の権力構造をもつものだけが、ボダンの「主権国家」なのです。

では、どのような権力構造をもつのが、主権国家なのでしょうか。かれは主権の諸徴表として、立法権・宣戦講和権・官吏任命権・最高裁判権・臣民の忠実と服従要求権・恩赦権・貨幣鑄造権・課税権等をあげており、そのなかで、かれが最も重要視しているのは「立法権」なのです。

以上がボダンの主権国家のきわめて大雑把な説明です。ところで、中世的ヨーロッパ秩序がこのような主権国家の発生によって寸断されると、必然的に新しいヨーロッパ秩序が生まれなければなりません。「主権的国家の並存」という形における新しいヨーロッパ秩序という観念は、十七世紀において現実の問題となりますが、ボダンはすでにそれを意識していました。かれは万民法——ユス・ゲンティウム *jus gentium*——ユス・ゲンティウム について語っているのです。この意味では、ヨーロッパにおける国家間の法としてのヨーロッパ公法思想の先駆者といえるでしょう。

七

やっと話は近代国家の初期の段階までたどりつきました。方々で道草を食っていたので、なかなか進行しなかったわけです。お話した点は、いずれも近代国家のルーツに関係すると思うのですが、あるいはあまり必要でない所で、長逗留したり、大切な場所を素通りしてしまったかも知れません。ご容赦ねがいます。ただひとつ、十一世紀の「ローマ法ルネサンス」らしいのローマ法・ローマ法学がもった政治的意味というか、政治的機能というか、そういうものは、今日一般に考えられている「私法学」としてのローマ法学のみを意識したのでは、理解できない、という点をもっと具体的に述べたかったです。不十分であったのを残念に思っています。これは他日を期したいと思います。が、今まで述べてきた範囲でも、ローマ法・ローマ法学が、「近代国家のルーツ」のなかでも「欠くことのできない」

ルーツであることを主張していたのだ、とご理解願えれば幸いです。

それから、もう一つ。これはちょっと別の話になりますが、フランスの近代国家化とイギリスのそれとは、どちらが早かったか、一般的にいえばフランスが早く、イギリスはこれに次ぐのだ、と考えられます。

ところが、近代国家の第二の段階に入ったのは、いうまでもなくイギリスが早いのです。この点は、英仏の思想交流の流れの変化を見ても判ります。イギリスは常にフランスの影響を受けていましたが、十七世紀においてもそうでした。ところが、一八世紀になると俄然流れが変わります。イギリスからフランスへ流れるのです。ヴォルテールにしてもモンテスキュにしても、かれらは十八世紀フランスにおけるイギリス思想の輸入者でした。ここでは、いままでイギリスに影響を与えていたフランスが、こんどはイギリスから影響をうけることになるのです。これは、イギリスが近代国家の第一段階である絶対王政の時期を手早に経過し、第二段階のほうへの進行を開始した、ということだ、と思います。なにがそうさせたのか。これはいろいろの理由があると思いますが、イギリスが十六世紀末のヘンリ八世やエリザベス一世の時代に、“国教制度”を確立したことが、その一つでしょう。ローマ・カトリック教会から手を切り、その影響力から自由になったことだと思います。ところが、フランスは絶対王政の時期をとおして、法王権からの種々の点で支配を受けつづけていたのです。

ガリカリスムは、フランスにおける“国家教会主義”などといわれていますが、私はそうではなく、せいぜいフランスのカトリック教会の“自主性強化主義”にすぎない、といったのは、そのためです。このガリカリスムも、ルイ十四世によって放棄されているのです。その結果、フランスは法王権からいろいろの点で重圧を受けていました。一、二の例をあげて見ましょう。

一つは、婚姻関係の問題ですが、アンリ四世の時期に、フランスは一時信教の自由が認められましたが、プロテス

タントの婚姻については長い間プロテスタントに不利な取扱いがなされ、やっと一六八五年九月にプロテスタントの牧師の面前での婚姻が認められたのですが、それも束の間、翌月にはナント王令は廃止、プロテスタントの牧師が全部国外追放で、プロテスタントは改宗する以外には正規の結婚ができなくなりました。やっと非カトリック教徒に世俗婚の途が開かれたのは、大革命直前の一七八七年のことでした。また、これは結婚の話ではありませんが、プロテスタントの老人が犯罪の嫌疑を受け不当な裁判を受けたので、例のヴォルテールが自前でパンフレットを出し、その老人のために奮闘したのでやっと救われた、という有名な話もあります。

その二は、学問・思想等に関する法王権の支配です。十八世紀には、哲学者・文学者などが、著書の出版をオランダでやった例が多く見られます。モンテスキューの一七二二年の「ペルシャ人の手紙」もその例です。フランスでは法王権によって出版禁止・絶版などの処分を受ける危険性があっても、新教国のオランダでは法王権もそこまではやれず、せいぜい旧教国での購買を禁止するくらいの方法しかありません。そういえば、モンテスキューは、ルイ十四世について、手品使いとか、魔術使とか、相当手きびしいことを書いています。無から有を出す、というのです。アンリ四世の時に「売官法」という官職を売る制度ができ、ルイ十四世がそれを利用して金をつくった、というのです。ところが、モンテスキューは法王をも揶揄してはいますが、相当手心を加えているように思えたのですが、やはり本気におこらしてはならない理由があったのですね。また、もう一世紀前の十七世紀のフランスでは「自然学^{フィジック}」という学問が生まれたのですが、ここではそれと神学との接点が問題とされやすいので、学者達は相当気をくばっていました。なに分にもイタリアのガレリオ・ガレリイと同時代ですからね。また、「理神論^{ディクス}」というのもありました。神の天地創造はそのまま前提するのですが、創造された自然は固有の自然法則に支配される、というのです。当時の人のことですから、まじめにそう考えていたのかも知れませんが、なにか苦肉の策と勘ぐりたくもありません。われわれは今日、

“学問・思想の自由”を憲法学では、“国家からの自由”として規定しますが、その前にまずなによりも、“教会からの自由”が必要だった、といえそうです。なお、十八世紀のフランスでは、神学上の異端追及も相変らず行われていました。

これ以外にもフランスにおける法王権の支配はいろいろの点にもいろいろありますが、これくらいにしておきましょう。思い出しました。もう一つ付け加えておきます。フランスでは、法王庁に納める十分の一税は、大革命の発生まで、存在していました。

最後に、全体のしめくりとして一言。近代国家の第二段階を生み出す“自然権思想”とか、“契約説”の諸理論は、その原型はフランスの宗教戦争当時の「ユグノー」や「旧教同盟」の“暴君放伐論”のなかに発見できます。これらはもつとさかのぼれば、ローマ法学のなかにも、トーマス・アクィナスの神学理論のなかにも発見できますが、それとは別に、中世の封建秩序における君臣間の“契約関係”の考え方の“ロマンティズム化”があるのではないかと、とも考えています。もしそうだとすると、近代国家の第二段階も、主権国家である点は、第一段階と同じであり、第一段階になお見られた法王権の介入が清算されている点、すなわち“世俗化”——ライシヤンオンlaïcisation——が見られる点では、むしろ、第一段階の延長・発展と見られる“ふし”があるとともに、他面では、第二段階には、“中世的思想”と第一段階的思想との“綜合化”が発見できるのではないかと考えられます。(終)

(萩原法学部長) どうも長時間ありがとうございました。